

阿賀野市地方創生市民会議設置要綱

平成 27 年 4 月 30 日
告示第 96 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を求めるため、阿賀野市地方創生市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(委員)

第 3 条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、13 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内の団体等から選出された者
- (3) 学識経験者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 産業関係の関係者
- (6) 金融機関の関係者
- (7) 報道機関の関係者
- (8) その他市長が認める者

(謝金)

第 4 条 委員が市民会議に出席したときは、役務の提供に対する対価として、予算の定めるところにより、謝金を支給することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(組織)

第 6 条 市民会議に座長及び座長代行を各 1 名置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
 - 3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 座長代行は、市民会議の同意を得て、委員の中から座長が指名する。
 - 5 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会議)

第7条 市民会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
 - 3 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- (庶務)

第8条 市民会議の庶務は、総務部市長政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月 日から施行する。
- 2 この告示の施行後、初めて委嘱する委員の任期は、第5条第1項の規定に関わらず、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。